

短期重点項目 ⑥ 森林経営と木材利用

「基本方針-4 営みの森」

解説編 p106～108 

森林経営管理制度によって森林整備を推進します（町施行）。

団体有林（生産森林組合や集落有林）を中核とする森林経営計画の樹立を促進します。これによって森林整備を実施した場合の収穫木材は、積極的に市場に出荷するとともに、アカマツ材は薪として活用します（図-28）。

- 森林所有者 : 森林経営計画の樹立（委託樹立含む）、森林整備の実施、薪の作製
- 町民 : 薪の活用（ストーブ）、薪製作活動（所有者と有志）
- 行政 : 森林経営管理制度の推進、薪ステーションの検討（民間共同）

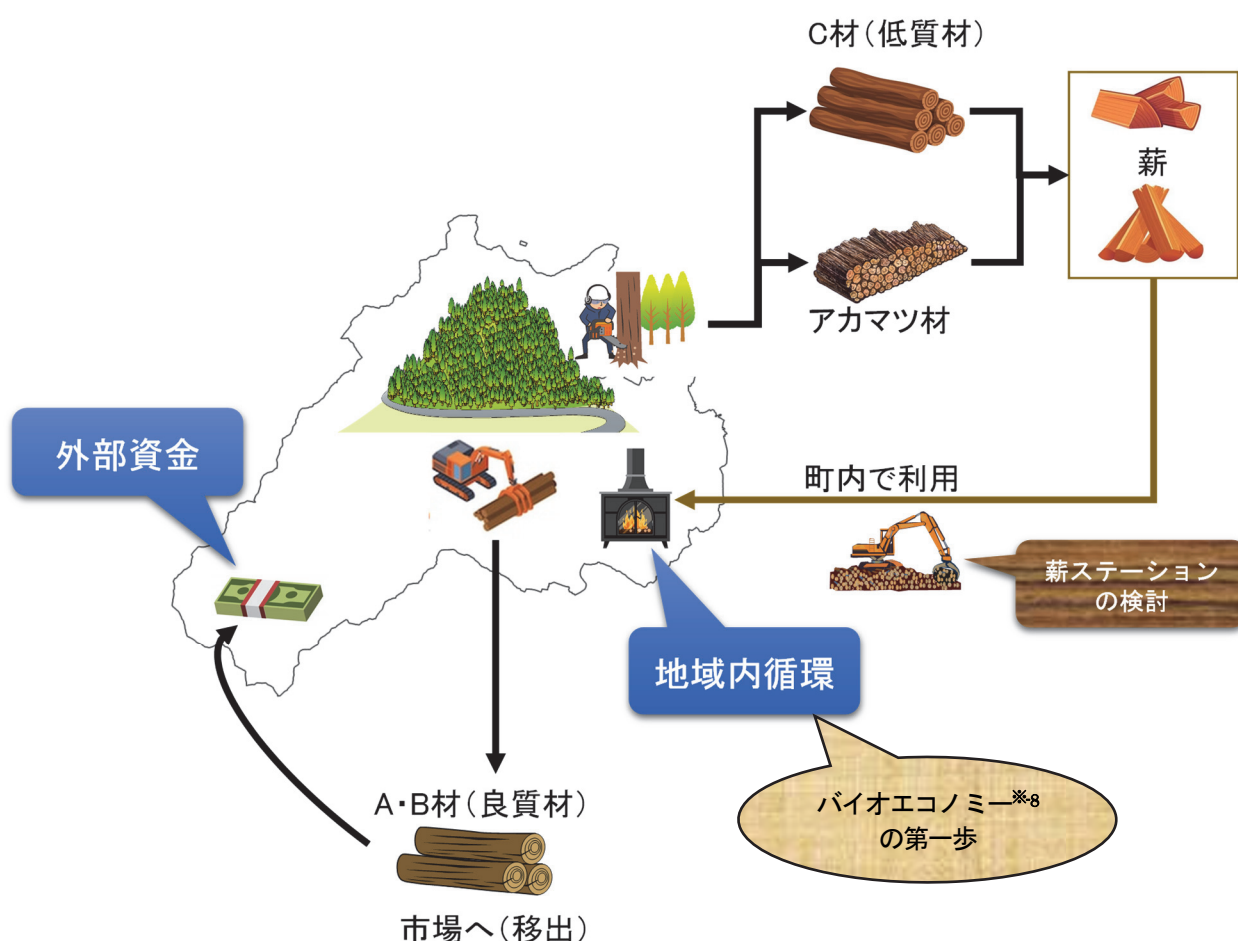


図-28 木材利用、特にアカマツ材を薪に活用

※-8 「バイオエコノミー」とは、「バイオテクノロジーや再生可能な生物資源等を活用し、持続的で、再生可能性のある循環型の経済社会を拡大させる概念（内閣府）」です。「エコノミー」という言葉が示すとおり、町域の薪を町内でエネルギーとして利用することは、持続的で、再生可能な循環型社会につながります。





森林の経営管理に係る制度

【森林経営管理法】

「森林経営管理法」は、2019年（平成31年）4月1日に施行された法律です。森林経営管理法は、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度です。

【森林環境税】

森林経営管理法を踏まえ、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、2019年（平成31年）3月に「森林環境譲与税」と及び「森林環境税」が創設されました。「森林環境譲与税」は、市町村による森林整備の財源として、2019年度（令和元年度）から、市町村と都道府県に対して譲与されています。また、「森林環境税」は、2024年度（令和6年度）から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するものです。

森林環境譲与税は、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。

辰野町では「辰野町森林経営制度及び森林環境譲与税活用事業実施状況」として森林環境譲与税の用途をホームページ上で公表しています。今後も辰野町では、計画的に森林環境譲与税を活用していきます。

【森林経営計画とは】

森林経営計画は、森林法（第11条～19条）によって定められています。「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

森林経営計画は、民有林（公有林、国有林分収造林地を含む。）を対象とし、林班計画、区域計画、属人計画の3種類があり、それぞれ指定の要件を満たす必要があります。

- ◆林班計画：林班または隣接する複数林班の面積の2分の1以上の面積規模であって、林班または隣接する複数林班内に自ら所有している森林及び森林の経営を受託している森林の全てを対象とすること
- ◆区域計画：市町村長が定める一定区域内において、30ha以上の面積であって、区域内に自ら所有している森林及び森林の経営を受託している森林の全てを対象とすること
- ◆属人計画：自ら所有している森林の面積が100ha以上であって、その所有している森林及び森林の経営を受託している森林の全てを対象とすること

森林経営計画が認定され、その計画に基づき施業及び保護が実施されると、支援措置等を受けることができます。

税制上の特例措置（所得税、相続税など）

森林整備補助事業（造林関係補助事業）

日本政策金融公庫資金の低利融資等

森林整備地域活動支援交付金（森林経営計画の作成に必要な経費支援）

再生可能エネルギーの固定価格買取制度

一般的に“造林補助金”と呼ばれる「森林環境保全直接支援事業」は、原則として、森林経営計画に基づいて行う施業のみが支援対象となっています。

これからの森林管理・経営には「森林経営計画」が必須です！



「共同アプローチ」によるモデル森林の検討

解説編 p95～96・109



2030年までの短期目標（計画期間6年）の重点項目を総合的に、かつ「共同アプローチ（町民 & 森林所有者 & 行政）」として実施できるモデル森林を検討し、整備を実施します（図-29）。



図-29 「共同アプローチ」によるモデル森林の設定と整備





共同アプローチの里山整備

【新町地区】

新町地区では、2002年に新町山管理委員会（任意団体）の組織を立ち上げ、個人有林や協議会有林の除伐等を行ってきましたが、2014年検討委員会を立ち上げて作業方法の見直しを行い、2015年からは森林経営計画を樹立して造林補助金を活用した間伐を2016年と2018年に実施しました。

2019年4月には新町里山整備利用推進協議会を設立し、新町地区413ha（2022年現在）が「長野県里山整備利用地域」に認定され、森林整備だけでなく「長野県森林づくり県民税」の活用による資機材の購入や教育研修、技術講習会等、様々な活動を展開しています。

活動を推進してきた里山整備再生部会や協議会は「整備資金を補助金その他、薪の販売収入で補填」、「会員の高齢化」等、活動の課題も整理しています。そこから「人家近傍の自然環境の維持」、「景観保護」、「防災面」等を重視して「広葉樹主体の山として四季の変化に富んだ、季節感のある里山整備」と「散策など多くの人たちに利用してもらう山」を目標としています。

地域住民主体の活動で、PDCAサイクルで新たな目標を設定して活動する事例として、県内でも高く評価されています。



間伐作業



里山整備利用地域リーダー育成事業参加者



薪の作製

【沢底地区】

沢底区では、「さわそこ里山資源を活用する会」が活動を行っています。会は、簡易製材機等を用いて、地域の里山資源を活用する事業を進めるとともに、地域の皆さんがいきいきと生活できるよう様々な地域資源の活用事業を展開しています。

2012年から活動を行っていますが、2020年に「長野県里山整備利用地域（886ha）」に認定され、さらなる活動を行っています。

他の地区でも里山整備利用地域の認定が推進されることが望ましいと考えます。里山整備利用地域は、「地域住民をはじめとし、主体的に里山の整備・利用に取り組む地域」として認定されるものです。まさに「共同アプローチ」と言えます。



Vision-12. 長期に取り組むべき事項

解説編 p110～116 

短期目標年の2030年までを目標としますが、50年先を見据えて長期的に取り組まなければならない事項があります。

(1) 森林所有者の認識向上

森林経営管理法には次の条項があります。

第二条 この法律において「森林」とは、森林法第二条第三項に規定する民有林をいう。

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

第三条 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない。

森林所有者は「経営管理を行わなければならない。」と責務が示されています。

森林所有者のみなさんは、是非このことをご理解ください。自ら森林管理ができない場合は「林業事業体に委託をする」または「森林経営管理法」に基づき、町に管理を委託することを相談してください。

森林は財産であるとともに、社会生活になくてはならないものです。森林を所有し、森林管理を適正に行えば、所有しているだけで重要な社会貢献をしていることになります。森林を所有していることを誇りと考え、ぜひ森林の管理をお願いします（図-30）。



図-30 森林所有者のみなさん、森林管理をお願いします！



(2) 境界明確化

森林の境界が不明なのは、辰野町に限ったものではありません。全国各地で境界が不明な森林が多くなっています。その理由として森林の所有規模が小さく、小規模・分散しています。また、森林所有者の不在村化^{※9}や世代交代により、所有者や境界が不明となり、境界を明確にすることが困難になりつつあります。

※9 山林の所在地と山林保有者の居住地が、同一市区町村内でないこと。

① 個人所有のみなさんへ

辰野町に在住して、森林を所有されている個人所有のみなさんは、ご自分の森林を確認してください。また、世代交代が近づいているみなさんは、今、親御さんや親族の方から引き継がなければならない森林を確認しておくことが重要です（図-31）。

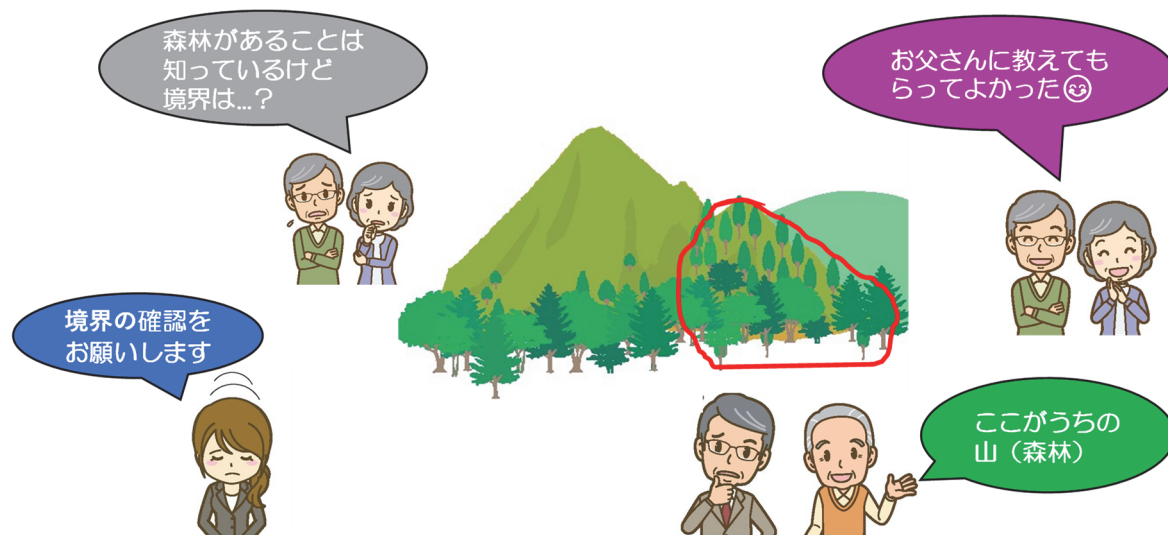


図-31 森林所有者のみなさん、所有している森林と境界を確認してください！

② 集落・生産森林組合等のみなさんへ

集落や生産森林組合等のみなさんは“塚改め（境界見回り）”を行っていますか？

団体の構成員も高齢化が進んでいますが、今、構成員のみなで、境界を確認しておくことが重要です。

③ 町の役割

辰野町では、森林内の国土調査（地籍調査）は一部を除き行われていません。他所管と共同で国土調査を進めることも検討します。さらに、森林経営管理制度の意向調査結果を基に、委託等により境界明確化を推進するとともに、林野庁支援事業「森林整備地域活動支援対策（2023年現在）」等を活用した事業体支援などを検討し、境界明確化を推進します。この成果は林地台帳システム（解説編👉p112）に反映します。



(3) 集落有林・生産森林組合

① 集落有林等共有林

集落有林等共有林は、時が過ぎ「共有者の高齢化」、「死亡」、「相続未登記」、「相続権者不明」などの問題を生んでいます。町内の集落有林等共有林でもこのような問題が起こっています。

このような共有者が不明な森林を「共有者不確知森林」と言います。このような共有者の一部が不明で共有者全員の合意が得られない場合に、一定の裁定手続き等を経て、伐採や造林ができるようにする「共有者不確知森林制度」があります。町ではこの制度も視野に、集落有林等の共有林について支援を行います。

② 生産森林組合

生産森林組合制度は、1951年（昭和26年）の森林法改正において創設された制度で、森林組合が組合員の森林経営の一部（施業、販売等）の共同化を目的としているのに対し、生産森林組合は「所有と経営と労働の一致」を理念として、組合員の森林経営の全部の共同化等を行うことが目的とされています。全国的にも生産森林組合は 1996年（平成8年）の3,482組合をピークに毎年減少傾向を続け、生産森林組合は解散したり組織変更したりして、2020年（令和2年）には2,693組合まで（2割）減少しています。これらは解散し認可地縁団体（町または字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地域的なつながり“地縁”によってつくられた団体）へ譲渡したものが約5割を占めています。また、組織変更で認可地縁団体へ移行したものが約2割を占めています（解説編👉p113～114）。

しかし、全ての生産森林組合が認可地縁団体に移行できるわけではありません。「組合員と地縁団体構成員がほぼ一致」、「組合員への配当をしていない」、「定常的な収入がない」などの一定の条件があります。

生産森林組合が町の森林の維持・保全を担ってきた歴史がありますが、町内の生産森林組合の在り方を検討すべき時を迎えています。この課題に対しても「共同アプローチ」で検討を重ね解決の方策を求めています。

(4) 適正な森林整備

山地保全や水源涵養機能を高めるためにも適正な森林整備を行うことが重要です。特に人工林（人が植えた森林）は適正に管理することが求められます。適正な管理とは、立木が安定して生育できるように密度を保つこと（密度管理）で（解説編👉p114～115）、そのためには間伐を行うことが必要です（図-32）。

しかし、既に 60 年生以上の林齢に達した森林は、間伐の時期を過ぎてしまっています。奥地などで、人家や生活道路に対して災害（崩壊等）の危険度が低い森林では、人が管理しきれなくなってきた



ます。

そのような森林の場合は、自然の力を借りて、**針広混交林**（針葉樹と広葉樹が混じり合った混交の森林）に誘導しましょう（図-33）。早期に針広混交林に誘導する場合は、広葉樹の植栽も検討します。ただし、その場所の気候・土壌・立地条件などに最も適した樹種を選んで植える「適地適木」が重要です。

森林の構造に多様性がある**針広混交林**は、天然林に近く、公益的機能（土砂災害・水保全・生物多様性）の高い森林とされています（図-34）。

町では、森ビジョンのゾーニングを確認して、間伐が必要な森林や針広混交林への誘導が必要な森林の特定などを行い、森林所有者のみなさんに情報を提供します。

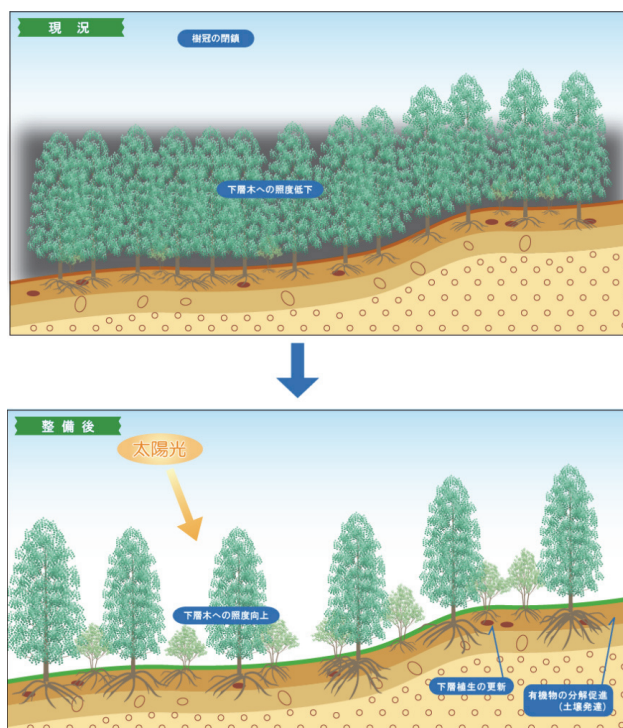


図-32 適正な整備イメージ

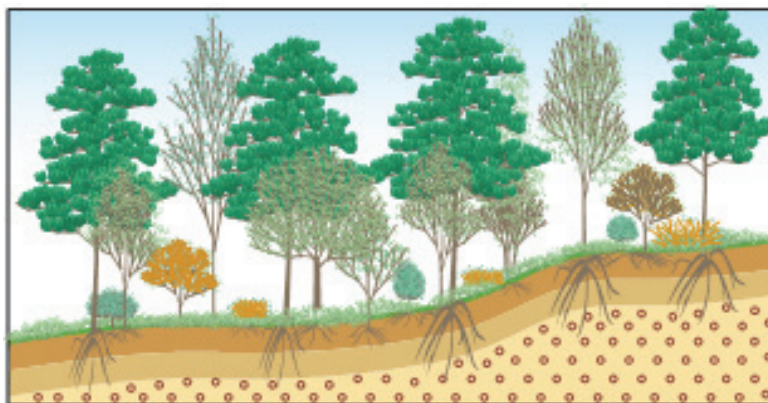


図-33 アカマツ林の針広混交林のイメージ

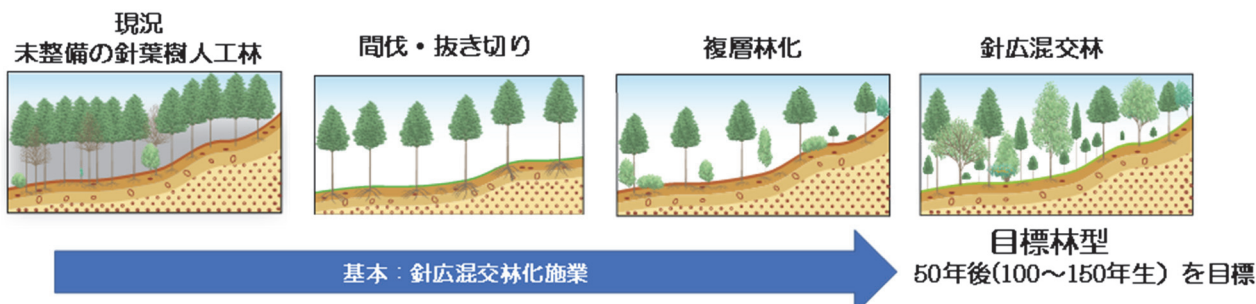


図-34 公益的機能（土砂災害・水保全・生物多様性）の高い森林

図-32～34：「林経営管理制度市町村業務マニュアルⅣ～市町村森林管理技術マニュアル～」長野県，2021年3月
https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/siensennta/siensenta/manual_4.html



(5) マツタケ

松くい虫被害が拡大していない辰野町は、県内有数のマツタケ産地と思われます。全国的にマツタケの生産量が減少する中、希少価値が一段と高まってきているマツタケです(解説編📖p55～56)。

これまでマツタケに関しては、発生地の機密性、権利など様々な条件があり、「個人アプローチ」として取り扱われています。全てのマツタケ山を対象とはせず、一部でもよいので「個人アプローチ」だけでなく、「**共同アプローチ**」として地域でマツタケを考える必要があります。

県内の一部の地域では、古くから財産区有林のマツタケ山を子どもたちに開放して、マツタケ採りや給食に提供しています。子どもたちが地域を離れたとき、生まれ育った故郷を思ってもらうように、このような活動を続けています。松くい虫被害の拡大によるアカマツ林衰退や、人口減少によるマツタケ山整備・管理を行う人たちが減少するなど、マツタケ山を取り巻く環境も厳しくなっています。マツタケ山について経済価値(儲ける)だけでなく、地域の宝として考えることも必要と思われます。

松くい虫被害が拡大し、アカマツが衰退する前に、守るべきマツタケ山を明確にすることが重要です。さらに、マツタケ菌系が共生可能なアカマツとツガ混交林の整備^{*10}やツガ林の整備も視野に検討を進めます。

※-10 竹内嘉江ら(2011)マツタケ発生林施業法の開発, 長野県林総セ研報第25号

(6) 木材利用

短期目標ではアカマツの薪材利用を重点項目としましたが、アカマツの多い辰野町では、松くい虫被害の拡大前に、薪以外のアカマツ材利用を進める必要があります。さらに、アカマツ以外の樹種の利用も検討する必要があります。

林業・木材関係者だけではなく、企業や他業種との異業種連携により、検討を進めることが重要で、長期的に取り組む事項として検討を続けます(図-35)。

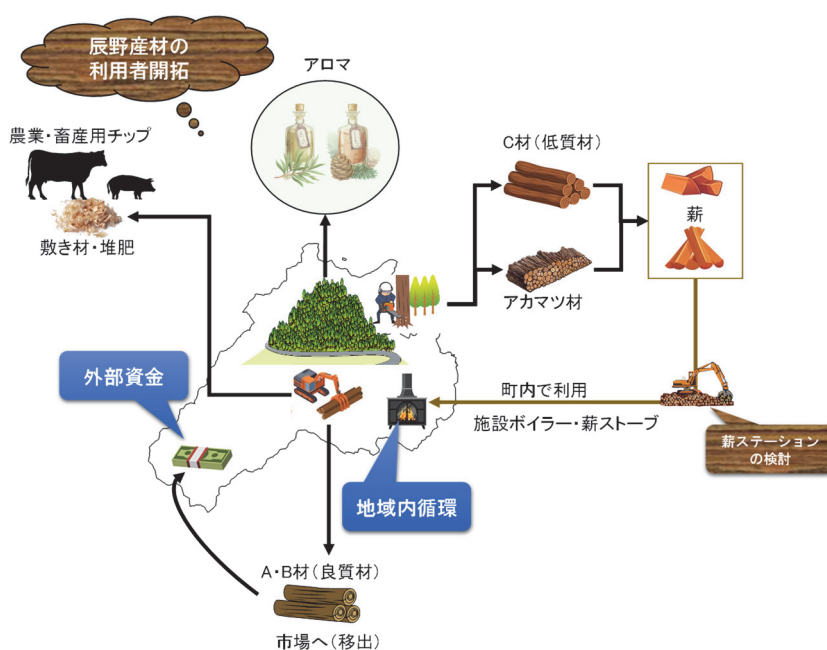


図-35 木材利用の検討



Vision-13. 「森ビジョン」の推進

解説編p118～121



(1) 「森ビジョン」推進の担い手

① 森林所有者の担い手（跡取り）

森林所有者のみなさんに、後を引き継いでくれる後継者（跡取り）はいますか？

地域の森林を守るためには、森林所有者のみなさんの持続的な森林所有が不可欠です。森林所有者のみなさんは、ご自分の後の担い手（跡取り）について考えを深めてください。

② 林業の担い手

林業の担い手は重要な課題ですが、町だけで解決できるものではありません。上伊那地域や県全体で取り組むべき課題と考えます。

ただし、町内で林業事業体を起業したい、または建設業・造園業や他業種から林業に事業拡大を想定している企業には、町は情報を提供するなど積極的に支援を行います。

③ 地域の担い手

辰野町で最も重要な担い手は、町内の各地区内で、森林・林業、環境教育のリーダーとなる担い手ではないでしょうか。地区内にリーダーとなる担い手を確保することが重要です。

町では、集落有林や生産森林組合への情報提供、各団体代表者だけでなく若者も含めた合同勉強会などを開催します。また、個人有林を所有している住民や団体有林の構成員に対し、安全で手軽に山仕事ができる講座（草刈り機、チェーンソーの使い方等）を検討し、継続的に開催したいと考えています。

④ 「共同アプローチ」の担い手

「共同アプローチ」による森林整備やモデル地区の運営にも担い手が必要です。可能な限り若い世代の人たちに担い手となって活動してもらいたいと考えます。専門家や林業を習得してきた人だけでなく、幅広い視野で参画してくれる担い手を育成していくことが重要です。

町では、森林・林業に関わる会合やイベントに、幅広い分野の方々への周知を図り、特に次世代を担う若者に参画してもらうよう進めていきます。

⑤ 行政の担い手

行政（役場）も50年先を見据えた担い手を検討します。まずは、町内の森林・林業に精通したOBを含めた町職員を林務担当部門に配置するなどビジョンの推進を図ります。



（２）「森ビジョン」のPDCA & Agile

「森ビジョン」は、町（役場）が主体となって「森ビジョン推進会議（仮称）」を立ち上げます。この推進会議の構成は、有識者、林業関係者、町民及び町（役場）とします。

推進会議は、町民のみなさんに「森ビジョン（Plan）」を周知する役割を担います。

短期目標年2030年までの重点項目は、町民のみなさんと共に「共同アプローチ」として実施（Do）し、毎年検証（Check）します。改善（Action）が必要な事項は「素早く・機敏に（Agile）」修正・補完を行います。推進会議は「PDCAサイクル（plan-do-check-act cycle）」を行い「森ビジョン」を推進します（図-36）。

短期目標年2030年には「森ビジョン」の成果や効果を重点的に検証（Check）します。この検証には町民のみなさんの評価が重要となります。推進会議の検証・町民のみなさんの評価により対策や改善（Action）を行うとともに、次期重点項目を選定して「森ビジョン」を推進します。

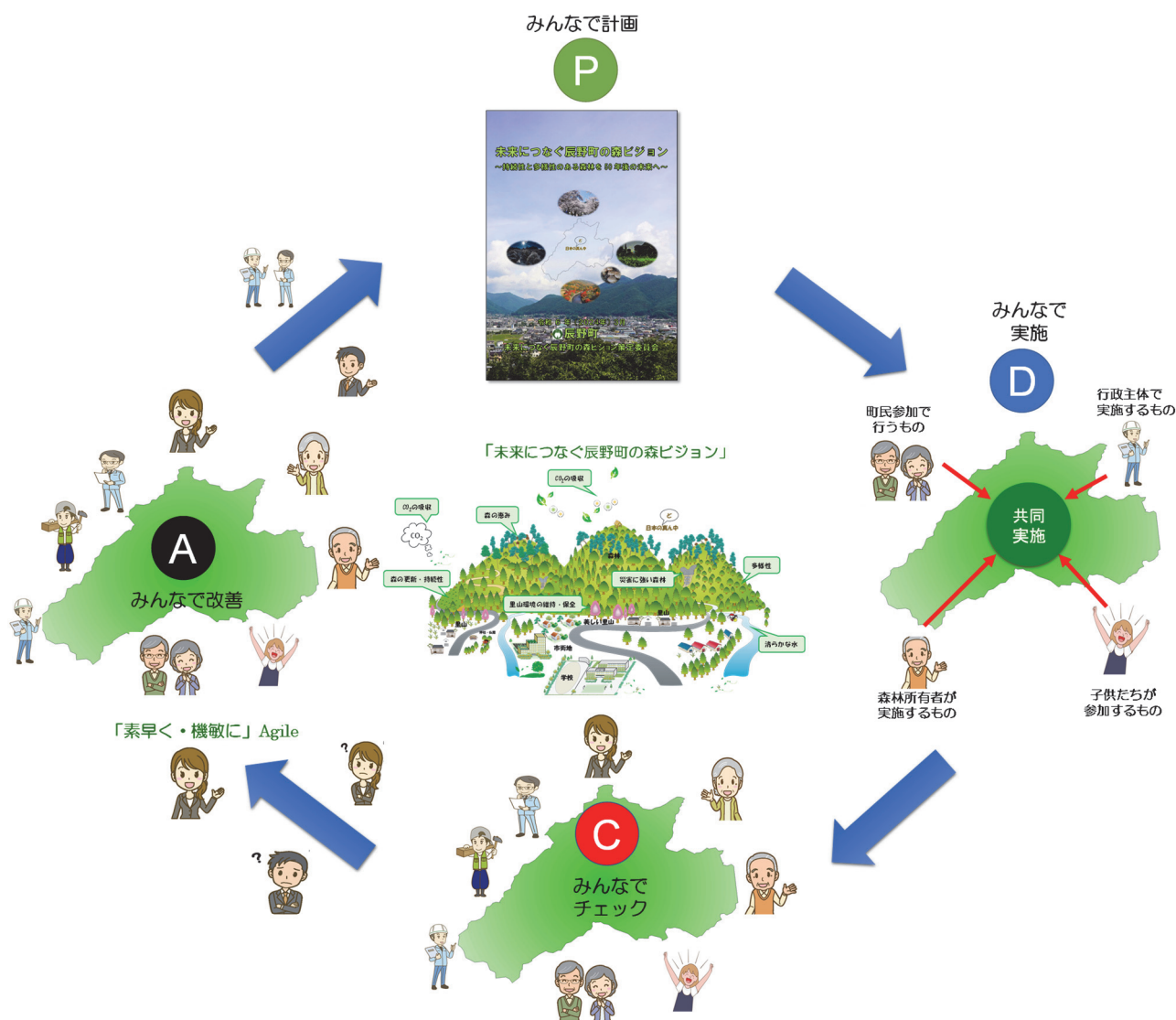


図-36 「森ビジョン」のPDCA



「森ビジョン」は50年という長い期間です。今後社会情勢の変化等が想定されるため、新たな課題等が示された場合は、その課題等に対し「森ビジョン」は必要に応じて見直す（Action）ものとしします。

この見直しは、町民のみなさんのニーズに応えるべく常によりよい方向に「素早く・機敏」に修正・補完します。「森ビジョン」の理念、基本方針を継続するためにも節目となる修正や補完には、推進会議はもとより町民、有識者、専門家、信州大学などと共同で実施（リスクコミュニケーション※11）します。推進も「共同アプローチ」で行います（図-37）。

※-11 リスクコミュニケーション（Risk communication）とは、社会を取り巻くリスクに関する正確な情報を行政、専門家、企業、市民などの利害関係者（ステークホルダー）である関係主体間で共有し、相互に意思疎通を図ること。合意形成の方法。

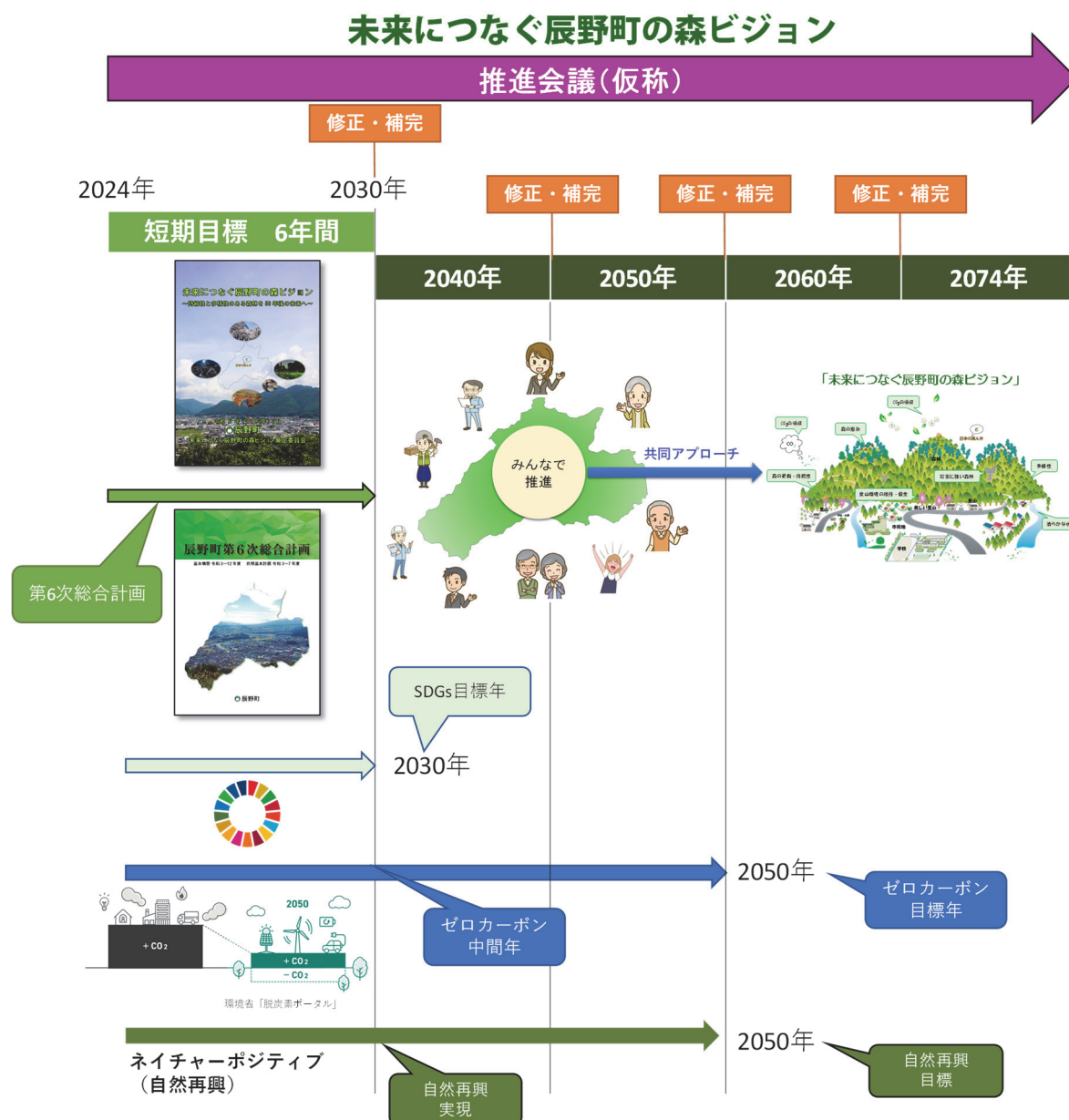


図-37 共同アプローチによる「森ビジョン」の推進



辰野町の“山＝森林”の今昔！



【昭和 40（1965 年）～50（1975 年）年代】



越道坂よりの眺め

【現 在（2023 年）】



旧朝日小中学校（現辰野町立辰野東小学校）からの辰野宮木方面（伊那富地域の楡沢山－桑沢山の山系）



辰野高校の丘の菜花畑と大城山方面





約 50 年前の小横川集落 (👉p10)



現在（2023 年）の小横川集落
高木がなかった後背の山々は、緑豊かな森林となっている。

